



# 山形県公報

令和3年9月24日(金)

号 外 (31)

## 目 次

### 規 則

○押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則…………… (行政改革課) … 1

### 訓 令

○押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令…………… ( 同 ) …19

### 告 示

○押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程…………… ( 同 ) …23

## 規 則

押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第72号

#### 押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第1条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和25年6月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

(山形県営治山事業施行規則の一部改正)

第2条 山形県営治山事業施行規則(昭和25年10月県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

(山形県漁船法施行細則の一部改正)

第3条 山形県漁船法施行細則(昭和25年11月県規則第118号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号まで及び別記様式第5号中「㊟」を削る。

別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第4条 建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中「(署 名)」を削る。

別記様式第1号の3中「印」を削る。

別記様式第4号中「(署 名)」を削る。

別記様式第11号中「(署名又は記名押印)」を削る。

(山形県行政書士法施行細則の一部改正)

第5条 山形県行政書士法施行細則(昭和26年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

(山形県覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第6条 山形県覚醒剤取締法施行細則(昭和26年9月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の甲から別記様式第7号まで及び別記様式第9号の甲から別記様式第10号までの規定中「㊟」を削る。

（牧野法施行細則の一部改正）

第7条 牧野法施行細則（昭和26年11月県規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第8条 と畜場法施行細則（昭和28年12月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県県税規則の一部改正）

第9条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第30号の4様式中「

確認印
-----

」を「

確認者
-----

」に改める。

別記第81号様式中「㊟」を削る。

別記第83号様式中「

取扱者印
------

」を「

取扱者
-----

」に改める。

別記第90号様式から別記第93号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第102号の2様式中「㊟」を削る。

別記第105号様式中「㊟」を削る。

別記第107号様式及び別記第107号の2様式中「

調査者印
------

」を「

調査者
-----

」に改める。

別記第116号様式（裏）中「

取扱者 印
----------

」を「

取扱者
-----

」に改める。

別記第121号様式中

氏	名	印

を

氏	名

に改める。

（山形県道路占用規則の一部改正）

第10条 山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「当事者連署の上」を削り、同項ただし書を削る。

別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県歯科技工士法施行細則の一部改正）

第11条 山形県歯科技工士法施行細則（昭和30年10月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

（山形県死体解剖保存法施行細則の一部改正）

第12条 山形県死体解剖保存法施行細則（昭和31年11月県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第5号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県主要農作物原種配布規則の一部改正）

第13条 山形県主要農作物原種配布規則（昭和32年6月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則の一部改正）

第14条 山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則（昭和32年6月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（化製場等に関する法律施行細則の一部改正）

第15条 化製場等に関する法律施行細則（昭和32年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号から別記様式第9号まで及び別記様式第12号から別記様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「㊟」を削る。

（天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部改正）

第17条 天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則（昭和33年6月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（山形県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第18条 山形県立自然公園条例施行規則（昭和34年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号から別記様式第6号の2までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第7号(1)から別記様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第9号から別記様式第11号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県分収林指導規則の一部改正）

第19条 山形県分収林指導規則（昭和34年4月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（山形県調理師法施行細則の一部改正）

第20条 山形県調理師法施行細則（昭和34年7月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表面）、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県補助金等の適正化に関する規則の一部改正）

第21条 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

（山形県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正）

第22条 山形県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和36年8月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県公報発行規則の一部改正）

第23条 山形県公報発行規則（昭和37年2月県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「主務者氏名印」 を 「主務者氏名」 に、

希望登載 月 日	曜日
出先機関の 長の職印	

を

「

希望登載 月 日	曜日
-------------	----

に改める。」

別記様式第2号中「主務者氏名印」を「主務者氏名」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第24条 建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第10号中「（署名又は記名押印）」及び「㊟」を削る。

別記様式第12号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第15号から別記様式第18号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県県営住宅条例施行規則の一部改正）

第25条 山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第9号から別記様式第11号まで、別記様式第13号、別記様式第17号及び別記様式第18号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第18号の2、別記様式第19号及び別記様式第21号から別記様式第21号の3までの規定中「㊟」を削る。

（山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第26条 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第9条中「連署して」を削る。

別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第2号中「（記名押印又は署名）」及び「㊟」を削る。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「（記名押印又は署名）」を削り、「長の職氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「長の職氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第12号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「（記名押印又は署名）」を削り、「施設長の職氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「施設長の職氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第15号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第16号中「（記名押印又は署名）」を削り、「長の職氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「長の職氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第17号中「（記名押印又は署名）」を削り、「施設長の職氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「施設長の職氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第18号及び別記様式第19号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県市町村振興資金貸付規則の一部改正）

第27条 山形県市町村振興資金貸付規則（昭和38年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第5号から別記様式第7号まで、別記様式第12号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第28条 老人福祉法施行細則（昭和38年10月県規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第7号から別記様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第22号中「㊟」を削る。

別記様式第23号中「㊟」を削る。

別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県財務規則の一部改正）

第29条 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第35号及び別記様式第48号中「㊟」を削る。

別記様式第49号の2中「印」を削る。

別記様式第51号、別記様式第53号、別記様式第97号、別記様式第105号及び別記様式第112号中「㊟」を削る。

別記様式第118号の3、別記様式第118号の6及び別記様式119号の2中「㊟」を削る。

別記様式第122号中「㊟」を削り、

専用者	
氏名	印

を

専用者	
氏名	

に改め、同様式の備考中「記入し押

印する」を「記入する」に改める。

別記様式第129号、別記様式132号の2、別記様式第132号の3及び別記様式第132号の5から別記様式第132号の7までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第135号中「㊟」を削る。

(山形県証紙条例施行規則の一部改正)

第30条 山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第10号、別記様式第12号、別記様式第12号の2及び別記様式第14号中「㊟」を削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第31条 生活保護法施行細則（昭和39年4月県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号の2中「

受領印
-----

」を「

記名欄
-----

」に改める。

別記様式第10号から別記様式第10号の2(3)まで、別記様式第14号から別記様式第15号の3まで及び別記様式第19号の別紙中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「施設代表者 

㊟
---

」を「施設代表者 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第21号中 

受領印	支給印
-----	-----

 を 

被保護者等	町村
記名欄	記名欄

 に改める。

別記様式第41号中「医療機関の長又は開設者の氏名若しくは名称 

㊟
---

」を

「医療機関の長又は開設者の氏名若しくは名称 \_\_\_\_\_ に、「担当医師 

㊟
---

」を「担当医師」に改める。

別記様式第44号、別記様式第45号、別記様式第47号、別記様式第48号及び別記様式第52号から別記様式第56号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第57号中「㊟」を削る。

別記様式第58号の2中「印」を削る。

別記様式第58号の5(1)から別記様式第59号までの規定中「㊟」を削る。

(山形県空港管理条例施行規則の一部改正)

第32条 山形県空港管理条例施行規則（昭和39年6月県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第8号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

(山形県救急病院等を定める省令施行細則の一部改正)

第33条 山形県救急病院等を定める省令施行細則（昭和39年7月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

(山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第34条 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和39年9月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第35条 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(1)（裏面）中「㊟」を削り、同様式（裏面）の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第1号(2)（裏面）中「㊟」を削り、同様式（裏面）の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第1号の2中

※取扱者 氏名印
㊟

を

※取扱者 氏名

に、「氏名 ㊟」を「氏名」に

改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「（記名押印又は署名）」及び「㊟」を削る。

別記様式第6号の2中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第14号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第14号の2中「（記名押印又は署名）」を削り、

㊟
---

を

--

に改める。

別記様式第15号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「（記名押印又は署名）」及び「㊟」を削る。

別記様式第18号及び別記様式第19号中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第21号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第22号の2中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第23号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第24号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第25号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第26号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第27号から別記様式第29号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則の一部改正）

第36条 山形県保健師助産師看護師法の施行に関する規則（昭和40年7月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第14号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第15号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

（山形県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正）

第37条 山形県家畜伝染病まん延防止規則（昭和40年11月県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正）

第38条 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第3号の3中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

（山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第39条 山形県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年10月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

（山形県医療法施行細則の一部改正）

第40条 山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

附則別記様式、別記様式第1号の2から別記様式第15号まで、別記様式第17号から別記様式第34号まで及び別記様式第36号（その1）から別記様式第43号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県職業転換給付金支給規則の一部改正）

第41条 山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の注書第2項を削り、同注書第1項を同注書とする。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「㊟」を削る。

（山形県職場適応訓練委託規則の一部改正）

第42条 山形県職場適応訓練委託規則（昭和41年12月県規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第4号及び別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「㊟」及び「㊠」を削る。

（山形県農業総合研究センター園芸農業研究所種苗配布規則の一部改正）

第43条 山形県農業総合研究センター園芸農業研究所種苗配布規則（昭和42年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県児童福祉法施行細則の一部改正）

第44条 山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削り、同様式の別紙1中「㊟」を削る。

別記様式第2号（表）及び別記様式第2号の2中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第2号の3から別記様式第2号の6までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第2号の7中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第2号の8から別記様式第2号の12までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第2号の13から別記様式第2号の15までの規定中「印」を削る。

別記様式第4号の2（表）、別記様式第4号の3、別記様式第4号の5及び別記様式第4号の6中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第4号の7中「印」を削る。

別記様式第5号の2（表）、別記様式第6号の3の2、別記様式第6号の3の3、別記様式第6号の4、別記様式第6号の7、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号から別記様式第13号まで及び別記様式第17号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金貸付規則の一部改正）

第45条 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金貸付規則（昭和42年7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第46条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年8月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第5号から別記様式第9号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第47条 山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第48条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

別記様式第2号から別記様式第3号の2までの規定中「㊟」を削る。

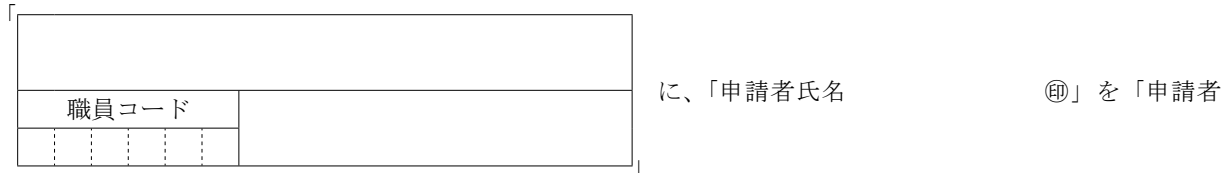
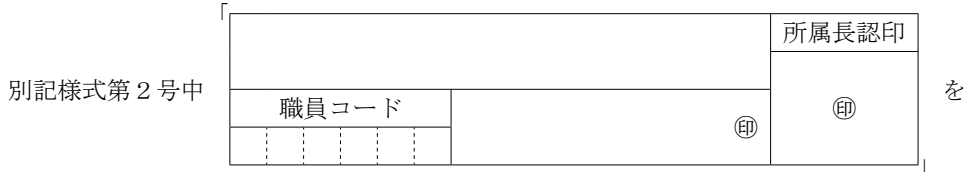
別記様式第4号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第5号から別記様式第13号まで及び別記様式第14号の2から別記様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県公舎管理規則の一部改正）

第49条 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊞」を削る。



氏名」に改める。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第50条 山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号の2から別記様式第9号まで、別記様式第11号及び別記様式第12号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県土地開発基金条例施行規則の一部改正）

第51条 山形県土地開発基金条例施行規則（昭和44年8月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊞」を削り、「㊟」を「 」に改める。

（山形県都市計画公聴会の手続に関する規則の一部改正）

第52条 山形県都市計画公聴会の手続に関する規則（昭和44年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

（山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第53条 山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年12月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊞」を削る。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県新市街地開発事業貸付金貸付規則の一部改正）

第54条 山形県新市街地開発事業貸付金貸付規則（昭和45年12月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊞」を削る。

（山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）



第55条 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第1号の2中「㊟」を削り、同様式の備考第4項を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第2号の2中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考第2項を削り、同備考第1項を同備考とする。

別記様式第4号の2中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式の備考第6項を削る。

（山形県採石法施行細則の一部改正）

第56条 山形県採石法施行細則（昭和46年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」及び「㊞」を削り、同様式の注書を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式の注書を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の注書第2号を削り、同注書第1号を同注書とする。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の注書を削る。

（山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部改正）

第57条 山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則（昭和47年9月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊞」を削る。

（山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部改正）

第58条 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

（山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正）

第59条 山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号まで及び別記様式第8号中「㊞」を削る。

（山形県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第60条 山形県自然環境保全条例施行規則（昭和48年6月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第11号の2から別記様式第11号の4までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第12号及び別記様式第14号中「㊟」を削る。

（山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第61条 山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則（昭和49年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県柔道整復師法の施行に関する規則の一部改正）

第62条 山形県柔道整復師法の施行に関する規則（昭和49年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県公有財産規則の一部改正）

第63条 山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号まで、別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第9号及び別記様式第10号中「㊞」を削る。

別記様式第12号の5及び別記様式第12号の6中「㊟」を削る。

別記様式第13号、別記様式第17号から別記様式第19号まで、別記様式第21号、別記様式第26号及び別記様式第27号中「㊞」を削る。

（山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部改正）

第64条 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則（昭和

49年5月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第8号中「(記名押印又は署名)」を削る。

(山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部改正)

第65条 山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則(昭和49年9月県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「㊦」を削る。

(山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第66条 山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊦」を削る。

別記様式第1号の2中「㊦」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊦」を削る。

別記様式第3号の2及び別記様式第13号の2中「㊦」を削る。

別記様式第14号表中「商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名」を「商号、氏名又は法人にあつては名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第15号の2中「印」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「㊦」を削る。

(山形県森林法の施行に関する規則の一部改正)

第67条 山形県森林法の施行に関する規則(昭和50年7月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「、これに署名押印しなければ」を「なければ」に改める。

別記様式第1号中「㊦」を削る。

(山形県地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第68条 山形県地すべり等防止法施行細則(昭和51年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊦」を削る。

別記様式第3号中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

(山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第69条 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則(昭和51年8月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。

(山形県消費生活条例施行規則の一部改正)

第70条 山形県消費生活条例施行規則(昭和51年8月県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表)、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「㊦」を削る。

(山形県私立学校規則の一部改正)

第71条 山形県私立学校規則(昭和52年9月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号まで、別記様式第9号から別記様式第24号まで、別記様式第26号及び別記様式第27号中「㊦」を削る。

(山形県森林組合法施行細則の一部改正)

第72条 山形県森林組合法施行細則(昭和53年10月県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第18号までの規定中「㊦」を削る。

(山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則の一部改正)

第73条 山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則(昭和53年10月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊦」を削る。

(山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第74条 山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則(昭和54年8月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(記名押印又は署名)」を削り、同様式の別紙中

氏名	印

を

氏名

に改め、同別紙の備考を削る。

別記様式第2号中

(記名押印又は署名)
------------

を

--

に、

(記名押印又は署名)
ほか 名 (別紙名簿のとおり)

を

ほか 名 (別紙名簿のとおり)
-----------------

に改め、同様式の別紙中

氏名	印

を

氏名

に改め、同別紙の備考を削る。

別記様式第2号の2中

(記名押印又は署名)
------------

を

--

に改める。

別記様式第2号の3中 「 (記名押印又は署名) 」を

「」に改め、同様式の別紙中

氏名	印	氏名	を	に改め、同別紙の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第3号中 「(記名押印又は署名)」を削り、同様式の別紙中

氏名	印	氏名	を	に改め、同別紙の備考を削る。

別記様式第3号の2から別記様式第3号の6までの規定中

「 (記名押印又は署名) 」を  
 「」に改める。

別記様式第4号中 「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第5号中 「@」を削る。

別記様式第6号中 「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第6号の2中 「(記名押印又は署名)」を削り、同様式の別紙中

氏名	印

氏名

を

に改め、同別紙の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第7号（表）及び別記様式第8号（表）中

「(記名押印又は署名)」を

「 」に改める。

別記様式第8号の2中

「(記名押印又は署名)」を

「 」に改める。

別記様式第9号（表）及び別記様式第10号（表）中

「(記名押印又は署名)」を

「 」に改める。

別記様式第11号中

「(記名押印又は署名)」を

「 」に改める。

（山形県青少年健全育成条例施行規則の一部改正）

第75条 山形県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（表）中「㊟」を削り、同様式（表）の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

（山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第76条 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第6号中「㊟」及び「㊠」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削る。

（山形県都市公園条例施行規則の一部改正）

第77条 山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号まで及び別記様式第10号中「㊟」を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第78条 山形県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年12月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（表）中「（署名）」及び「㊟」を削る。

別記様式第6号及び別記様式第8号から別記様式第11号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県臨床検査技師等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第79条 山形県臨床検査技師等に関する法律の施行に関する規則（昭和58年11月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部改正）

第80条 山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則（昭和59年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第81条 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「記名押印又は署名しなければ」を「記名しなければ」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第5号から別記様式第6号の4までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第9号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第10号、別記様式第12号から別記様式第16号まで、別記様式第18号及び別記様式第18号の2中「㊟」を削る。

（山形県浄化槽法施行細則の一部改正）

第82条 山形県浄化槽法施行細則（昭和60年10月県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第83条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第1号の2及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

（退職勸奨の記録に関する規則の一部改正）

第84条 退職勸奨の記録に関する規則（昭和61年1月県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削り、同様式の記入要領第11項中「記入し、押印する」を「記入する」に改める。

（山形県行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関する規則の一部改正）

第85条 山形県行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県母子保健法の施行に関する規則の一部改正）

第86条 山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

（山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則の一部改正）

第87条 山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則（平成3年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第6号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第88条 山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（平成3年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第89条 山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則（平成3年4月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（米沢ヘリポート条例施行規則の一部改正）

第90条 米沢ヘリポート条例施行規則（平成4年3月県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部改正）

第91条 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則（平成5年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第92条 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第9号から別記様式第12号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部改正）

第93条 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県農業協同組合法施行細則の一部改正）

第94条 山形県農業協同組合法施行細則（平成6年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号から別記様式第7号まで、別記様式第8号、別記様式第9号から別記様式第9号の15まで、別記様式第13号、別記様式第14号、別記様式第14号の3から別記様式第16号まで及び別記様式第16号の3中「㊟」を削る。

別記様式第19号中「㊟」を削り、「が連署する」を「の氏名を記載する」に改める。

別記様式第20号、別記様式第21号及び別記様式第22号の2中「㊟」を削る。

別記様式第23号(1)中「㊟」を削り、「が連署する」を「の氏名を記載する」に改める。

別記様式第23号(2)及び別記様式第23号の2中「㊟」を削る。

別記様式第23号の3(1)及び別記様式第23号の3(2)中「㊟」を削り、「が連署する」を「の氏名を記載する」に改める。

別記様式第23号の4から別記様式第23号の6まで、別記様式第24号の21から別記様式第24号の23まで及び別記様式第29号中「㊟」を削る。

別記様式第30号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第32号及び別記様式第33号中「㊟」を削り、「押印したもの」を「署名したもの（法人の場合にあっては、記名押印したもの）」に限る。」に改める。

（山形県聴聞の手続に関する規則の一部改正）

第95条 山形県聴聞の手続に関する規則（平成6年9月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「なければ」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県種畜等配布規則の一部改正）

第96条 山形県種畜等配布規則（平成7年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正）

第97条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成7年6月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の2から別記様式第5号の2まで及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

（山形県郷土館条例施行規則の一部改正）

第98条 山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第99条 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則（平成9年3月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削り、「

係員印
-----

」を  
「

係員
----

」に改める。

別記様式第4号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第5号中「

係員印
-----

」を「

係員
----

」に改める。

別記様式第6号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県情報公開条例施行規則の一部改正）

第100条 山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県消防学校規則の一部改正）

第101条 山形県消防学校規則（平成10年3月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「

印
---

」を削る。

（山形県市町村総合交付金等交付規則の一部改正）

第102条 山形県市町村総合交付金等交付規則（平成10年4月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「

印
---

」を削る。

（山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部改正）

第103条 山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第104条 山形県環境影響評価条例施行規則（平成11年7月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「署名押印」を「記名」に改める。

別記様式第1号から別記様式第8号までの規定中「

印
---

」を削る。

（山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正）

第105条 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則（平成12年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号（その1）及び別記様式第3号（その2）中「

印
---

」を削る。

（山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部改正）

第106条 山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県志津野営場条例施行規則の一部改正）

第107条 山形県志津野営場条例施行規則（平成13年5月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県温泉法の施行に関する規則の一部改正）

第108条 山形県温泉法の施行に関する規則（平成14年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第22号までの規定中「

印
---

」を削る。

（砂防法施行条例施行規則の一部改正）

第109条 砂防法施行条例施行規則（平成15年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第8号までの規定中「

印
---

」を削る。

（山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第110条 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「

印
---

」を削る。

別記様式第2号中「

氏	名	印

」を「

氏	名

」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号まで、別記様式第8号及び別記様式第9号中「

印
---

」を削る。

（山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部改正）



第111条 山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則（平成16年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、同様式の注書を削る。

別記様式第4号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、同様式の注書を削る。

（山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正）

第112条 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第113条 山形県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）及び別記様式第5号から別記様式第8号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部改正）

第114条 山形県通訳案内士法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第115条 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則（平成18年3月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（置賜文化ホール条例施行規則の一部改正）

第116条 置賜文化ホール条例施行規則（平成18年3月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部改正）

第117条 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号の2までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の備考第1項を削り、同備考第2項を同備考とする。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

別記様式第11号から別記様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第118条 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県立ふれあいの家条例施行規則の一部改正）

第119条 山形県立ふれあいの家条例施行規則（平成18年9月県規則第103号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部改正）

第120条 山形県認定こども園の認定手続等に関する規則（平成18年10月県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第5号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正）

第121条 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式（表）中「印」を削り、「署名」を「」に  
改め、同様式（裏）記載上の留意事項中第10項を削り、第11項を第10項とする。

（山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第122条 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則（平成19年4月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「係員印」を

「係員」に改める。

別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削り、「係員印」を

「係員」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県景観規則の一部改正）

第123条 山形県景観規則（平成20年2月県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第7号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第8号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第11号中「㊟」を削り、同様式の注書を削る。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第124条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

（山形県水資源保全条例施行規則の一部改正）

第125条 山形県水資源保全条例施行規則（平成25年3月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第126条 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則（平成26年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第2号から別記様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第8号から別記様式第23号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正）

第127条 山形県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成27年3月県規則第13号）の一部を次の

ように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号まで、別記様式第8号及び別記様式第9号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第128条 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則（平成30年7月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県主要農作物種子条例施行規則の一部改正）

第129条 山形県主要農作物種子条例施行規則（平成30年10月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第130条 山形県文化財保護条例施行規則（令和2年4月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第12号まで、別記様式第14号から別記様式第16号まで、別記様式第18号及び別記様式第19号中「㊟」を削る。

別記様式第20号中「㊟」を削る。

別記様式第21号及び別記様式第22号中「㊟」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 訓 令

### 山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令

（と畜場法執行手続の一部改正）

第1条 と畜場法執行手続（昭和28年12月県訓令第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

（建築基準法施行細則取扱規程の一部改正）

第2条 建築基準法施行細則取扱規程（昭和30年5月県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第7号の3中「㊟」を削る。

（山形県職員表彰規程の一部改正）

第3条 山形県職員表彰規程（昭和35年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（山形県公印規程の一部改正）

第4条 山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県職員服務規程の一部改正）

第5条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「記載し、押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第8条第1項中「記載して自ら押印し」を「記載し」に改める。

第10条第2項中「記載の上押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号

登 退 庁 点 検 簿

月日	曜日	登庁時刻	職	氏名	退庁時刻	職	氏名
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							

別記様式第7号中

理	由	印

を

理	由

に改める。

別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第10号の2及び別記様式第12号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第14号中「㊟」を削る。

別記様式第15号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第21号中「㊟」を削る。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第6条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「所属長印」を「所属長確認」に、「被貸与者受領印」を「被貸与者受領確認」に、「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改め、同様式の備考第3項中「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

別記様式第2号中「所属長印」を「所属長確認」に、「担当者印」を「担当者確認」に改める。

別記様式第3号中「所属長印」を「所属長確認」に、「受領印」を「受領確認」に、「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第7条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（甲）及び別記様式第1号の3から別記様式第1号の5までの規定中「㊞」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「㊟」及び「㊦」を削る。

別記様式第4号の2から別記様式第4号の4までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第5号の2、別記様式第8号、別記様式第11号及び別記様式第11号の2中「㊦」を削る。

別記様式第11号の3中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第12号、別記様式第12号の2、別記様式第12号の4、別記様式第12号の5、別記様式第13号及び別記様式第13号の2中「㊦」を削る。

別記様式第13号の3中「㊟」を削り、同様式の注書第7項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第14号、別記様式第14号の2、別記様式第14号の4及び別記様式第14号の5中「㊦」を削る。

別記様式第14号の6中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第14号の7から別記様式第14号の9まで及び別記様式第15号の2から別記様式第15号の3の2までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第15号の4及び別記様式第15号の5中「㊟」を削る。

別記様式第16号、別記様式第18号及び別記様式第19号中「㊦」を削る。

別記様式第20号の2及び別記様式第20号の3中「㊟」を削る。

別記様式第21号及び別記様式第21号の2中「㊦」を削る。

別記様式第23号の2中「㊟」を削る。

別記様式第24号から別記様式第24号の4まで及び別記様式第27号中「㊦」を削る。

別記様式第28号中「㊦」及び「㊟」を削る。

(山形県営林極印規程の一部改正)

第8条 山形県営林極印規程（昭和40年3月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中 

交付責任者印
受領責任者印

 を 

交付責任者氏名
受領責任者氏名

 に、 

交付責任者印
受領責任者印

 を

交付責任者氏名
受領責任者氏名

 に改める。

別記様式第5号中 

交付責任者印
受領責任者印

 を 

交付責任者氏名
受領責任者氏名

 に、 

交付責任者印
受領責任者印

 を

交付責任者氏名
受領責任者氏名

 に改める。

(狂犬病予防法執行手続の一部改正)

第9条 狂犬病予防法執行手続（昭和44年5月県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 

評価人印
------

 を 

評価人氏名
-------

 に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

(山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第10条 山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「㊦」を削る。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(山形県職務育成品種に関する規程の一部改正)

第11条 山形県職務育成品種に関する規程（昭和59年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊦」を削る。

別記様式第2号中「㊦」を削る。

（山形県物件受領手続規程の一部改正）

第12条 山形県物件受領手続規程（昭和60年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「

受領者印
------

」を「

受領者確認
-------

」に改める。

（山形県水防用無線回線運用規程の一部改正）

第13条 山形県水防用無線回線運用規程（昭和61年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊦」を削る。

（山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続の一部改正）

第14条 山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律執行手続（平成3年4月県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊦」を削る。

（職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第15条 職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第5号（表面）中「㊦」を削り、同様式（裏面）中「

請求者印	承認者印
------	------

」を「

請求者確認	承認者確認
-------	-------

」に改める。

（山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部改正）

第16条 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程（平成9年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

（職員の修学部分休業に関する規程の一部改正）

第17条 職員の修学部分休業に関する規程（平成17年7月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊦」を削り、同様式（裏面）中「

申請者印	承認権者印	経由者印
------	-------	------

」を

「

申請者確認	承認権者確認	経由者確認
-------	--------	-------

」に改める。

別記様式第2号中「㊦」を削る。

（山形県職員倫理規程の一部改正）

第18条 山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

（職員の自己啓発等休業に関する規程の一部改正）

第19条 職員の自己啓発等休業に関する規程（平成19年12月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊦」を削る。

（職員の配偶者同行休業に関する規程の一部改正）

第20条 職員の配偶者同行休業に関する規程（平成26年7月県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊦」を削る。

（山形県公文書管理規程の一部改正）

第21条 山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第2号中「

確認印
-----

」を「

確認者
-----

」に、「

受領印
-----

」を「

受領者
-----

」に改める。

**附 則**

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することが

できる。

## 告 示

### 山形県告示第759号

押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程

(山形県衛生研究所の研究生に関する規程の一部改正)

第1条 山形県衛生研究所の研究生に関する規程（昭和30年5月県告示第388号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

(山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程の一部改正)

第2条 山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規程（昭和36年1月県告示第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

(山形県観光施設整備事業補助金交付規程の一部改正)

第3条 山形県観光施設整備事業補助金交付規程（昭和36年5月県告示第424号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

(山形県耕地災害復旧事業補助金交付規程の一部改正)

第4条 山形県耕地災害復旧事業補助金交付規程（昭和36年6月県告示第493号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

(山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部改正)

第5条 山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程（昭和36年7月県告示第542号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第6号中「㊟」を削る。

(山形県地籍調査事業負担金交付規程の一部改正)

第6条 山形県地籍調査事業負担金交付規程（昭和36年7月県告示第552号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第5号中「㊟」を削る。

(山形県森林組合合併推進施設整備事業補助金交付規程の一部改正)

第7条 山形県森林組合合併推進施設整備事業補助金交付規程（昭和38年12月県告示第1054号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

(山形県生活保護費負担金交付規程の一部改正)

第8条 山形県生活保護費負担金交付規程（昭和39年4月県告示第263号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「㊟」を削る。

(山形県林業機械講習規程の一部改正)

第9条 山形県林業機械講習規程（昭和39年6月県告示第529号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款の一部改正)

第10条 昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正する。

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第9号中「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

別記様式第10号、別記様式第10号の2及び別記様式第11号中「㊟」を削る。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊤」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部改正）

第11条 山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和40年1月県告示第60号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第7号中「㊤」を削る。

（山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部改正）

第12条 山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和42年9月県告示第879号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第6号中「㊤」を削る。

（山形県農業経済圏整備事業費補助金交付規程の一部改正）

第13条 山形県農業経済圏整備事業費補助金交付規程（昭和42年10月県告示第977号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第6号中「㊤」を削る。

（天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程の一部改正）

第14条 天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程（昭和42年11月県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊤」を削る。

（山形県草地開発事業補助金交付規程の一部改正）

第15条 山形県草地開発事業補助金交付規程（昭和46年7月県告示第981号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削る。

（山形県農業協同組合農業経営受託等推進事業補助金交付規程の一部改正）

第16条 山形県農業協同組合農業経営受託等推進事業補助金交付規程（昭和46年9月県告示第1332号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊤」を削る。

（山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部改正）

第17条 山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和47年5月県告示第734号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「㊤」を削る。

別記様式第6号中「㊤」を削る。

別記様式第7号、別記様式第9号及び別記様式第18号中「印」を削る。

（寒河江ダムの建設に伴う水没者に対する代替地等取得資金利子補給及び損失補償規程の一部改正）

第18条 寒河江ダムの建設に伴う水没者に対する代替地等取得資金利子補給及び損失補償規程（昭和48年10月県告示第1399号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」を削る。

（山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部改正）

第19条 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1467号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第1号の4までの規定中「印」を削る。

別記様式第3号中「㊤」を削る。

（高能率米麦作団地育成対策事業補助金交付規程の一部改正）

第20条 高能率米麦作団地育成対策事業補助金交付規程（昭和48年11月県告示第1505号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊤」を削る。

（山形県公衆浴場施設整備資金利子補助金交付規程の一部改正）

第21条 山形県公衆浴場施設整備資金利子補助金交付規程（昭和49年8月県告示第1182号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊤」を削る。

（山形県農村総合整備計画作成費補助金交付規程の一部改正）

第22条 山形県農村総合整備計画作成費補助金交付規程（昭和49年12月県告示第1954号）の一部を次のように改正



する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形県児童手当負担金交付規程の一部改正）

第23条 山形県児童手当負担金交付規程（昭和50年1月県告示第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削る。

（山形県災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付規程の一部改正）

第24条 山形県災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付規程（昭和50年10月県告示第1499号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形県公衆浴場設備更新等事業費補助金交付規程の一部改正）

第25条 山形県公衆浴場設備更新等事業費補助金交付規程（昭和51年7月県告示第962号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県水産基盤整備事業（漁場整備）費補助金交付規程の一部改正）

第26条 山形県水産基盤整備事業（漁場整備）費補助金交付規程（昭和51年10月県告示第1576号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県農村整備事業補助金交付規程の一部改正）

第27条 山形県農村整備事業補助金交付規程（昭和51年10月県告示第1642号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第15号中「㊟」を削る。

（山形県公共土木事業代替地取得等資金利子補助金交付規程の一部改正）

第28条 山形県公共土木事業代替地取得等資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1823号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

（高速道路関連環境整備事業費補助金交付規程の一部改正）

第29条 高速道路関連環境整備事業費補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1872号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県予防接種費補助金交付規程の一部改正）

第30条 山形県予防接種費補助金交付規程（昭和53年11月県告示第2059号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程の一部改正）

第31条 山形空港周辺民家防音工事補助金交付規程（昭和55年6月県告示第942号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形県沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付規程の一部改正）

第32条 山形県沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付規程（昭和56年9月県告示第1513号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県沿岸域計画営漁実践事業費等補助金交付規程の一部改正）

第33条 山形県沿岸域計画営漁実践事業費等補助金交付規程（昭和60年12月県告示第1563号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県地方創生道整備推進交付金林道事業交付金交付規程の一部改正）

第34条 山形県地方創生道整備推進交付金林道事業交付金交付規程（平成18年6月県告示第648号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

（山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程の一部改正）

第35条 山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月県告示第268号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。